

## 令和元年度 第2回「消費者の部屋」特別展示

### ◆米・牛トレーサビリティ制度に関するパネル展◆

開催日：令和元年9月24日～9月27日 4日間開催

来場者：86人

内 容：

我が国では、国民の健康保護や消費者の利益増進、関連産業の健全な発展等を図ることを目的として、米及び米加工品並びに牛について、トレーサビリティに関する法律を制定しています。トレーサビリティとは、食品の移動ルート把握することで、食品事故等の問題があったときに、原因究明や商品回収等を円滑に行えるようにする仕組みです。

「米トレーサビリティ法<sup>\*1</sup>」では、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること及び産地情報の伝達を義務付けており、「牛トレーサビリティ法<sup>\*2</sup>」では、牛一頭ごとに個体識別番号を付与して管理すること等を義務付けています。

今回、こうしたトレーサビリティに関する制度、更には令和4年4月1日から義務付けられる加工食品の原料原産地表示等について、消費者の皆様親しくしていただくため、那覇第2地方合同庁舎2号館1階行政情報プラザにおいて、「米・牛トレーサビリティ制度に関するパネル展」をテーマに特別展示を開催しました。

今回の特別展示では、パネルでの説明に加えて、米の実物や食品サンプル等の展示、個体識別番号の検索の体験、食品表示のDVD上映等により分かりやすく紹介しました。

来場者からは、「パネルの文字が大きく見やすかった」、「沖縄で消費される米がどのように流通しているか改めて知った」、「個体識別番号をインターネットで検索できることを初めて知った」、「加工食品の原材料の産地がわかれば、購入するにあたり検討材料となり安心につながる」、「映像を見られて分かりやすかった」といった感想が寄せられました。

<sup>\*1</sup>正式には「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」。

<sup>\*2</sup>正式には「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」。

